

SWK 規約

（名称）

第1条 この会は SWK（エス ダブル ケイ）と称す。

（事業所）

第2条 この会の事務所は代表宅とする。

（目的）

第3条 当会は、国際交流に関する活動を行うことをもって、地域振興を図ることを目的とし、2024 年 7 月 6 日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 当会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1) 会員制国際交流 Web サイトの開設・運営に関わる事業
- 2) 静岡・清水等の地域情報の収集と多言語による発信に関わる事業
- 3) 訪日客の、静岡・清水地域への訪問の促進及び滞在・周遊のサポートに関わる事業
- 4) 他の国際交流関係団体やまちづくり関係者等との交流・連携に関わる事業
- 5) 旅行業法に基づく旅行サービス手配業
- 6) その他、本会の目的の達成に必要な活動

（運営）

第5条 毎年 1 回総会を開催し重要事項を審議する。また、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。また、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

2. 第 4 条の活動・事業の運営は、必要に応じて、会員が集まり運営を行う。会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。

（会員）

第6条 当会の会員は、次の各号の 2 種類とする。

- 1) 正会員は、この会の目的に賛同し、入会したものとする。
- 2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人・法人とする。
- 3)

（入会）

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込を会長に行い、会長の承認を受けるものとする。

（入会金）

第8条 正会員は入会 10,000 円を支払うものとする。

(退会)

第9条 会員の退会は、次の場合とする。

- 1) 本人の申し出があったとき
- 2) 本人が死亡した時
- 3) その他、会長が認めた時

(役員)

第10条 当会には、以下の役員を置き、会員の互選により選出する。

代表 1名

会計 1名

監事 1名

2. 役員の任期は2年とする。再任を妨げない。

(職務) 会長は本会を代表し、その業務を統括する。

2. 会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。

(資産)

第11条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 入会金
- 2) 会員からの協力金
- 3) 寄付金品
- 4) 事業に伴う収入
- 5) その他の収入

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日までとする。

(規約改正)

第13条 この規約の改正は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(委任)

第14条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

(附則)

本会則は 2024年 7月 7日から実施する。

(設立年月日)

2024年 7月 6日